

① 職場の概要（仕事の内容）

東京国税局調査審理課の主な仕事は次のとおり。

- 内国税の課税標準の調査の結果の審理に関すること
- 内国税の課税標準の調査に係る不服申立て及び訴訟に関すること
- 上記の事務に関し、国税局長が特別の調査を行う必要があると認めた特定事項についての調査に関すること

② 倫理保持に関連する取組の概要

東京国税局調査審理課で事務年度当初（今年7月）から実施している取組は次のとおり。

- 総務部考査課から情報提供を受けた問題事例について、毎月行っている課の職員全員が出席する打合せにおいての課長自らの周知の実施
- 総務部考査課などからの情報を基に、OB税理士とルールの中で節度ある付き合い方を守ってもらえるよう適宜のタイミングでの注意喚起の実施
- 国家公務員倫理法第6条第1項に基づき、税務職俸給5級以上（贈与等を受けた時点）の職員が、事業者等から贈与等を受けた場合に贈与等報告書を提出する必要があることのメールによる周知の実施

③ ②に記載した倫理保持に関連する取組の目的及び効果

風通しの良い職場づくりを進めることを主な目的に、上記の取組を実施した結果、次の効果が生じている。

- 課長補佐に対して、自身が行う執筆活動が倫理上問題がないか確認に来る職員がいたこと
- 今事務年度において、倫理上問題がある事例がそもそも生じていないこと

④ 職場のPR内容

東京国税局調査審理課では、明るく風通しの良い職場環境の下で、内国税の課税標準の調査の結果が適正かつ公平なものとなるよう充実した審理を行っており、国税庁の使命である納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現することへの一助となるべく、日々協力して取り組んでいる。